

第3期（平成30年度～35年度）

西和賀町特定健康診査等実施計画

平成30年4月

西和賀町国民健康保険

目 次

第1章 計画策定の主旨

- 1 計画の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 西和賀町の現状

- 1 人口及び被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 第2期特定健康診査・特定保健指導の実施状況・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 第3期計画に向けての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 特定健康診査等の対象数

- 1 総人口及び国民健康保険被保険者推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第5章 実施方法

- 1 実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 実施項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 外部委託の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 外部委託の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 外部委託先の選定に当たっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 周知や案内方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 検診受診者の記録収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 10 目標に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第6章 個人情報保護

- 1 記録の保存方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第8章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景及び目的

国は、平成18年の医療制度改革関連法の改正により、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしています。

そのような中、西和賀町は、急速に進む少子高齢化の中で、町民一人ひとりが健やかに心豊かに安心して生活できることを目指すため、「生活習慣病の予防」、「健康寿命の延伸」などの推進を目的とした西和賀町健康増進計画「まめまめ21」を策定し、取り組んできました。

本計画は、国民健康保険の保険者として、町民の健康づくりを推進する「まめまめ21」との整合性を保ちつつ、健康長寿の実現に資するため、内臓脂肪症候群等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、第1期（平成20～24年度）並びに第2期（平成25～29年度）における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに「第3期西和賀町特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

2 計画の性格

「西和賀町特定健康診査等実施計画」は、法第19条に基づき策定するもので、国の特定健康診査等基本指針を踏まえ、岩手県医療費適正化計画との整合性を保つものとします。

3 計画の期間

この計画は6年を1期とし、第3期は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、計画最終年の平成35年度に評価と見直しを行います。

第2章 西和賀町の現状

1 人口及び被保険者数

西和賀町の人口は、平成29年3月31日現在の住民基本台帳による集計で6,076人と、平成24年度末より580人減少しています。そのうち国民健康保険の被保険者数は1,354人で平成24年度末より279人減少、加入割合は22.3%と2.2ポイント減少しています。

第2期 国民健康保険被保険者加入状況 (単位：人、%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総人口	6,656	6,533	6,361	6,224	6,076
国保被保険者数	1,633	1,521	1,461	1,387	1,354
加入割合	24.5	23.3	23.0	22.3	22.3

(引用元：住民基本台帳、国民健康保険事業年報 各年度末現在)

2 第2期特定健康診査・特定保健指導の実施状況

第2期（平成25～29年度）に実施した特定健康診査・特定保健指導の受診率は下記表のとおり（各年度法定報告数値より引用）となっています。高齢化が進んでいること等により年々受診対象者は減少していますが、26年度をピークに受診者数も減少しています。

受診率が減少に転じたことから、第2期計画目標値に対する達成率も減少しています。

第2期 特定健康診査受診率 (単位：人、%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象者数	1,307	1,216	1,158	1,093	1,045
受診者数	498	479	523	472	406
受診率	38.1	39.4	45.2	43.2	38.9

第2期 特定健康診査受診率（年代別） (単位：%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
男性40～64歳	27.7	28.9	27.8	27.8	30.8
男性65～74歳	35.9	38.4	45.7	44.1	36.5
女性40～64歳	37.7	43.0	40.3	45.4	38.1
女性65～74歳	47.5	45.0	57.9	49.7	46.0

第2期 特定健康診査受診率目標値達成状況 (単位：%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
目標受診率	65.0	40.0	45.0	50.0	55.0
達成率	58.6	98.5	100.0	86.4	70.7

特定健康診査実施による内臓脂肪症候群・予備群該当者数は次のとおりです。人数は減少傾向にありますが、健診受診者も減っているため、該当者発生率は逆に上昇しています。

第2期 内臓脂肪症候群・予備群該当者数 (単位：人、%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内臓脂肪症候群該当者数	86	72	81	81	65
予備群該当者数	43	36	36	31	33
該当者発生率	25.9	22.5	22.4	23.7	24.1

特定保健指導については、特定健診受診者数の減少に比例して指導対象者数もやや減少傾向にありますが、終了者数は若干増加しています。しかし、第2期計画目標値には及ばず、達成状況は30～60%台で推移しています。

第2期 特定保健指導実施率 (単位：人、%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象者数	85	69	58	68	59
対象者割合	17.1	14.4	11.1	14.4	14.5
終了者数	9	11	10	11	15
実施率	10.6	15.9	17.2	16.2	25.4

第2期 特定保健指導実施率目標値達成状況 (単位：%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
目標実施率	45.0	25.0	35.0	45.0	50.0
達成率	23.6	63.6	49.1	36.0	50.8

3 第3期計画に向けての課題

(1) 健診受診率の低下

26年度以降減少傾向にありますが、特にも働き世代である40～64歳男性の受診率が低くなっています。また、すでに医療機関にかかっていることを理由に、健診受診を断る方も少なくありません。

(2) 低調な保健指導終了率

特定保健指導の対象となる内臓脂肪症候群・予備群の該当者数は徐々に減少しており、国の目標としている第1期計画初年度(平成20年度)からの25%減少はすでに達成して、第2期においても人数の増加は抑えられています。しかし、保健指導実施(終了)率は低いままで推移しており、不参加または初回のみで断念する人が多くなっています。

第3章 目標値

前章における実績と課題を踏まえ、また特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準並びに国の検討会の結果をもとに、西和賀町国民健康保険における第3期計画の目標値を以下のように設定します。

特定健康診査並びに特定保健指導は、国の示す平成35年度60.0%の実施率を目標に引き続き取り組んでいくこととします。

内臓脂肪症候群・予備群該当者の減少率については、第2期計画期間で既に国の目標とする25.0%の減少を達成しており、今後も発生率（症候群・予備群該当者数/特定健診受診者）上げず、平成35年度に20.0%となるよう取り組んでいくこととします。

(単位：%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査の実施率	40.0	43.0	47.0	50.0	55.0	60.0
特定保健指導の実施率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
内臓脂肪症候群・予備群該当者の発生率	23.0	22.5	22.0	21.0	20.5	20.0

第4章 特定健康診査等の対象者数

1 総人口及び国民健康保険被保険者数推計

第3期計画期間中の総人口及び国民健康保険被保険者数は、国立社会保障・人口問題研究所将来推計に基づく「にしわが人口ビジョン」の人口減少率を参考とし、次のとおり推計します。

(単位：人、%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
総人口	5,718	5,592	5,469	5,338	5,210	5,085
国保被保険者数	1,299	1,259	1,220	1,182	1,145	1,110
加入割合	22.7	22.5	22.3	22.1	22.0	21.8

2 特定健康診査

上記人口推計、被保険者数推計並びに目標値に基づき、平成30年度から平成35年度までの特定健康診査の対象者数及び実施者数を、次のとおり推計します。

(1) 対象者数

(単位：人)

性別	年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
男	40-64歳	198	191	185	178	171	165
	65-74歳	279	269	260	250	241	232
	計	477	460	445	428	412	397
女	40-64歳	194	187	181	174	167	161
	65-74歳	329	316	307	296	285	275
	計	523	503	488	470	452	436
計	40-64歳	392	378	366	352	338	326
	65-74歳	608	585	567	546	526	507
	計	1,000	963	933	898	864	833

(2) 目標とする実施者数

(単位：人)

性別	年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
男	40-64歳	79	82	87	89	94	99
	65-74歳	112	116	122	125	133	139
	計	191	198	209	214	227	238
女	40-64歳	78	80	85	87	92	97
	65-74歳	132	136	144	148	157	165
	計	210	216	229	235	249	262
計	40-64歳	157	162	172	176	186	196
	65-74歳	244	252	266	273	290	304
	計	401	414	438	449	476	500

3 特定保健指導

平成30年度から平成35年度までの特定保健指導の対象者数及び実施者数については、次のとおり推計します。

(1) 対象者

(単位：人)

性別	年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
男	40-64歳	17	18	19	19	21	22
	65-74歳	20	20	21	22	23	24
	計	37	38	40	41	44	46
女	40-64歳	9	10	10	11	11	12
	65-74歳	11	12	12	13	13	14
	計	20	22	22	24	24	26
計	40-64歳	26	28	29	30	32	34
	65-74歳	31	32	33	35	36	38
	計	57	60	62	65	68	72

(2) 実施予定者

(単位：人)

性別	年齢	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
男	40-64歳	6	7	9	10	12	13
	65-74歳	7	8	9	11	13	14
	計	13	15	18	21	25	27
女	40-64歳	3	4	5	6	6	7
	65-74歳	4	5	5	7	7	8
	計	7	9	10	13	13	15
計	40-64歳	9	11	14	16	18	20
	65-74歳	11	13	14	18	20	22
	計	20	24	28	34	38	42

※動機付け支援対象者及び積極的支援者の合算値

第5章 実施方法

1 実施場所

(1) 特定健康診査

集団健診は、各地区の公民館等で実施します。

個別健診は、町立西和賀さわうち病院及び町内医療機関で実施します。

(2) 特定保健指導

特定保健指導は、町内の公共的な施設（町立西和賀さわうち病院、川尻保健センター、各地区公民館等）及び対象者への家庭訪問等で実施します。

2 実施項目

(1) 特定健康診査

法定の実施項目及び詳細な検診項目については全員を対象に実施します。

①基本的な検診項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的所見（身体診察）、血圧測定、脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール）、肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

②詳細な検診項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）、血清クレアチニン検査

③追加項目

推定塩分摂取量測定（集団健診のみ）

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクに応じて、「動機付け支援」、「積極的支援」に階層化します。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が有無に関係ないことを意味します。

①動機付け支援

動機付け支援の形態について、下表のとおり。

	支援形態	実施場所	支援の内容
初回	初回面接	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	個別面接(20分間)または 1グループ(8人以下)80分 以上のグループ支援
6ヵ月後	最終評価	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	3ヶ月後に個別面接または、 電話・通信・訪問いずれか で設定目標の評価

②積極的支援

積極的支援の形態について、下表のとおり。

	支援形態	実施場所	支援の内容
初回	初回面接	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	個別面接(20分間)または 1グループ(8人以下)80分 以上のグループ支援
1ヵ月後	グループ支援A (120ポイント)	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	運動指導または栄養指導
2ヵ月後	グループ支援A (120ポイント)	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	運動指導または栄養指導
3ヵ月後	支援B (20ポイント)		電話(10分)
4ヵ月後	中間評価 グループ支援A (20ポイント)	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	個別面接・栄養指導
5ヵ月後	支援B (20ポイント)		電話(10分)
6ヵ月後	最終評価 支援B (20ポイント)	各地区公共施設 町立西和賀さわうち病院	来所または訪問による個別 面接30分もしくは電話10 分・通信による設定目標の評 価

積極的支援は、初回面接から3ヶ月の継続的な支援を行い、最終評価をします。支援内容は、支援A(積極的関与タイプ)と支援B(励ましタイプ)を組み合わせ、実績評価の基準となる合計180ポイント以上の支援を実施します。また、年度末に個別健診を受診し支援の対象となった方については、支援期間を3ヶ月とし確実な評価に結び付けます。

3 実施時期

- (1) 特定健康診査
集団検診は、6月～7月に実施します。
個別検診は、5月～翌年2月に実施します。
- (2) 特定保健指導
保健指導は、11月から翌年5月を事業着手時期として実施します。

4 外部委託の有無

- (1) 特定健康診査
集団健診は、公益財団法人岩手県予防医学協会に委託して実施します。
個別健診は、町立西和賀さわうち病院及び町内医療機関に委託して実施します。
- (2) 特定保健指導
特定保健指導は、直営で実施します。(一部運動指導等については講師を外部へ依頼)

5 外部委託の形態

特定健康診査については、個別契約とします。

6 外部委託先の選定に当たっての考え方

厚生労働省令の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関とします。

7 周知や案内の方法

- (1) 周知の方法
特定健康診査等の実施率の向上につながるよう、町の広報及びホームページ・告知端末等を活用して周知を図ります。
- (2) 受診案内の方法
 - ①特定健康診査については、受診券、問診表等を各行政区の保健委員を通じて対象者に配付を行います。
 - ②特定保健指導については、健診結果説明会で対象者に勧奨を行い、初回面接実施時には文書にて案内を行います。また、欠席者に対しても同様に初回面接実施前に文書にて案内を行います。

8 健診受診者の記録収集

- (1) 事業主検診等の受診者の記録については、関係機関と連携して収集に努めます。
- (2) 事業主検診等の記録を求める場合は、電子データにより収集します。
- (3) 西和賀町国民健康保険被保険者のうち、町外の医療機関等で特定健診の検診項目を満たす人間ドックを受診した方に対して、健診結果を提供いただいた場合に人間ドック受診時の自己負担金の一部補助を行います。

9 費用負担

(1) 特定健診

受診に係る本人負担は集団検診、個別検診ともに無料とします。

(2) 特定保健指導

特定保健指導に係る本人負担は無料とします。

10 目標達成に向けた取り組み

(1) 受診しやすい健診の体制づくり

6～7月に実施することとしている集団健診の実施に当たっては、後期高齢者等を対象とした「健康診査」及び町で実施する各種がん検診を同時に実施することに努め、町民の利便性を考慮しながら実施することとします。

また、仕事等により日中の健診を受けられない方のために、夜間の健診についても、受診状況を鑑みて実施の検討を行います。

(2) 未受診者対策

集団健診実施後に未受診者に対して受診勧奨を行います。

① 勧奨の方法

町の広報の活用や未受診者へ個別に文書等での勧奨を行います。

② 勧奨の内容

町内医療機関で個別受診を受診することができることや人間ドック補助金の利用についての周知を図ります。また、年1回の健診受診の必要性についても周知を行い、自分の健康は自分で守る意識作りの啓蒙にも努めます。

③ 町内医療機関への協力依頼

医療機関受診中の方の受診率を向上させるためには、かかりつけ医から健診受診の働きかけをしていただくことが重要であり、そのための協力をいただくよう依頼を行います。

(3) その他の取り組み

平成29年度より特定健診受診料を無料とし、受診しやすい形としています。

また同じく29年度より実施している「にしわが健幸ポイント事業」の対象としており、特定健康診査（集団健診）の受診で10ポイント、特定保健指導の利用で3ポイントを付与しています。

第6章 個人情報の保護

1 記録の保存方法

特定健康診査等のデータは、国による標準的なデータファイル仕様に基づいた電子データとして保存・管理します。この記録は、原則5年間保存とし、岩手県国民健康保険団体連合会に管理及び保管を委託します。

2 個人情報の保護

特定健康診査や特定保健指導で得られる個人情報に関しては、個人情報保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等並びに西和賀町個人情報保護条例を遵守します。

また、特定健康診査等を受託した受託事業者についても、同様の取扱いとするとともに、知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様としこの内容を契約書内に記載します。

さらに、個人情報の管理にも十分留意し、これらを取り扱う者に対し、その周知を図ります。

第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、法第19条3に基づき、作成、変更時には町の広報及びホームページに掲載し周知を図ります。

第8章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

この計画によって実施された特定健康診査及び特定保健指導については、受診率の増加、メタボリックシンドローム該当者・予備軍の減少を目標に掲げ、計画的に推進していくことにしていますが、達成状況の確認を逐次行うとともに、実施体制、周知方法、保健指導方法等の評価と検証を行うこととします。

なお、状況に応じて特定健康診査等実施計画を見直しすることとし、西和賀町健康づくり推進協議会にて協議を行い、西和賀町国民健康保険運営協議会に報告するものとします。

平成30年4月 策定